

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年10月19日 05時05分ごろ
発生場所	長崎県対馬市伊奈漁港沖 伊奈港志多留防波堤灯台から真方位166°730m付近 (概位 北緯34°33.5′ 東経129°18.4′)
事故の概要	漁船陽静丸は、南南西進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年10月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 陽静丸、4.98トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-84746（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、舵及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：06時31分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、対馬市伊奈崎南方沖の漁場に向かう目的で、伊奈漁港を出航し、約5ノットの対地速力で杓子瀬灯浮標に向けて手動操舵により南南西進した。</p> <p>船長は、出港時間が普段より約30分遅かったため、後部甲板で‘氷をクーラーボックスに入れる作業’（以下「本件作業」という。）に早く取りかかろうと思い、本件作業を行う少しの間であれば、操舵室から離れても同じ針路で航行すると思い、甲板員と共に後部甲板で本件作業を始めた。</p> <p>船長は、後部甲板で本件作業を行っていたところ、突然衝撃を感じ、本船が伊奈漁港南方沖の浅所に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、甲板員の負傷の有無及び本船の損傷状況を確認した後、118番通報を行い、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>本船は、来援した僚船により引き出され、同船にえい航されて、対馬市鹿見漁港に入港した。</p> <p>船長は、ふだん、伊奈崎南方沖の広い海域に出て、自動操舵にした後に本件作業を行っていたが、本事故当日は、出港時刻が約30分遅くなった焦りから、広い海域に出る前に手動操舵のまま本件作業を始めていた。</p> <p>船長は、操舵室を離れる際、舵の位置を確認していなかったが、僅</p>

	<p>かに舵が左に取られていたかもしれないと本事故に思った。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近が慣れた海域であり、浅所が存在することを知っていた。</p>
分析	<p>本船は、手動操舵で南南西進中、船長が、付近に浅所が存在することは知っており、本件作業を行う少しの間であれば本船が同じ針路で航行すると思い、操舵室を離れて後部甲板で本件作業を行いながら航行を続けたことから、本船が緩やかに左転を続けて浅所に向かって航行していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、操舵室を離れる際、舵の位置を確認していなかったが、僅かに舵が左に取られていた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、手動操舵で南南西進中、船長が、付近に浅所が存在することは知っており、本件作業を行う少しの間であれば本船が同じ針路で航行すると思い、操舵室を離れて後部甲板で本件作業を行いながら航行を続けたため、本船が緩やかに左転を続けて浅所に向かって航行していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、操舵室を離れることなく、継続的に船位の確認を適切に行うとともに、自船の針路を確認しながら航海を続けること。